

令和7年広審第2号

裁 決
旅客船A岸壁衝突事件

受 審 人 a
職 名 A船長
海技免許 四級海技士（航海）

本件について、当海難審判所は、理事官小嶋正博出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の四級海技士（航海）の業務を1か月停止する。

理 由

（海難の事実）

1 事件発生年月日時刻及び場所

令和6年10月23日15時58分僅か過ぎ
愛媛県釣島漁港

2 船舶の要目

船種 船名 旅客船A
総トン数 462トン
全 長 49.53メートル
機関の種類 ディーゼル機関
出 力 1,912キロワット

3 事実の経過

(1) 釣島漁港

釣島漁港は、愛媛県釣島の北端部に位置し、西側の陸岸から北方に延びる西防波堤と東側の陸岸から北方に延びる東防波堤南端から東方にAが着岸する長さ約30メートルのマイナス4.0メートル岸壁（以下「釣島岸壁」という。）が設けられ、同漁港北方沖合には釣島水道灯浮標が存在していた。

(2) 本件発生に至る経緯

Aは、船橋前面中央に操舵スタンド、右舷側に機関遠隔操縦装置及び2号レーダー、左舷側に1号レーダー及びGPSプロッターをそれぞれ装備した2機2軸の船首船橋型鋼製旅客船で、a受審人ほか5人が乗り組み、旅客38人を乗せ、車両等18台を積載し、船首2.1メートル船尾2.9メートルの喫水をもって、令和6年10月23日15時39分愛媛県中島南西部の神ノ浦漁港を発し、釣島漁港に向かった。

ところで、a受審人は、釣島漁港に着岸する場合、平素、釣島水道灯浮標を右舷側に見て航過後、約11.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）に減じて同漁港に向けて右転を開始し、緩やかに右転しながらレーダーで確認した西防波堤北端までの距離（以下「北端レーダー距離」という。）を目安に、徐々に減速して釣島岸壁に船首着けで接近することとしていた。

また、Aの操縦性能は、海上試運転成績表写によると、15.2ノットの前進速力で航走中、全速力後進発令から船体停止までに要する時間及び同航走距離がそれぞれ1分38秒及び404メートルであった。

a受審人は、単独で船橋当直に就き、1号、2号各レーダー及

びGPSプロッターを作動させ、操舵スタンド後方に立って操船に当たり、15時45分半少し前釣島灯台から338度（真方位、以下同じ。）2.77海里の地点で、針路を145度に定め、14.2ノットの速力で、手動操舵によって進行した。

a 受審人は、釣島漁港北方沖合に至り、釣島水道灯浮標を右舷側に見て航過後、15時53分半僅か過ぎ釣島灯台から004.5度1,780メートルの地点で、同漁港に向けて右転を開始した。

a 受審人は、15時56分半僅か過ぎ釣島灯台から036.5度630メートルの地点で、緩やかに右転しながら船首が204度を向き、14.2ノットの速力で減速を開始したとき、釣島岸壁までの距離が440メートルとなり、その後過大な速力で同岸壁に向かって接近する状況となったことを認めたが、船首方から風を受けているので、平素より早く速力が減じるものと思い、直ちに機関を全速力後進にかけるなど、減速措置を十分にとらなかった。

こうして、a 受審人は、過大な速力のまま、釣島岸壁に向かって接近を続け、15時58分僅か前同岸壁が船首至近となって機関を全速力後進にかけたものの、及ばず、15時58分僅か過ぎ釣島灯台から040度180メートルの地点において、Aは、船首が236度を向き、4.0ノットの速力となったとき、釣島岸壁に衝突した。

当時、天候は晴れで風力4の南西風が吹き、潮候は下げ潮の中央期にあたり、視界は良好であった。

衝突の結果、左舷船首部外板に凹損等を、釣島岸壁はコンクリートに欠損等をそれぞれ生じた。

(原因及び受審人の行為)

本件岸壁衝突は、釣島漁港北方沖合において、釣島岸壁に着岸する際、減速措置が不十分で、過大な速力で同岸壁に向かって進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、釣島漁港北方沖合において、釣島岸壁に着岸中、過大な速力で同岸壁に向かって接近する状況となったことを認めた場合、直ちに機関を全速力後進にかけるなど、減速措置を十分にとるべき注意義務があった。しかるに、同人は、船首方から風を受けているので、平素より早く速力が減じるものと思い、減速措置を十分にとらなかった職務上の過失により、過大な速力のまま、釣島岸壁に向かって接近を続けて衝突する事態を招き、船体及び岸壁にそれぞれ損傷を生じさせるに至った。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 2 号を適用して同人の四級海技士（航海）の業務を 1 か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和 7 年 6 月 1 8 日

広島地方海難審判所

審判官 井 手 則 義